

布川事件の再審開始を求める決議

2005年9月21日、水戸地裁土浦支部は桜井昌司さんと杉山卓男さんを犯人とした原判決は誤っていると認定し裁判のやり直しを決定した。しかし、この再審開始決定に対し虚偽の「自白」をでっち上げた検察庁が自らの非を省みることなく不当にも即時抗告を申し立てたため、現在東京高等裁判所に再審をすべきか否かの判断が委ねられている。

水戸地裁土浦支部の事実調べの中で、検察庁が長年にわたって隠し続けていた(1)被害者の死因を特定する死体検案書(自白と異なる絞殺)や(2)現場に落ちていた8本の毛髪の鑑定書(二人のものと異なる第三者の毛髪が5本あった)、(3)被害者宅前で桜井・杉山と別の人物を目撃したとの証言など、二人の無実を裏付ける証拠が開示され、そのことが再審開始の大きな契機となった。水戸地裁土浦支部の「決定」は有罪の根拠であった「自白」は取調官のうそと脅し、誘導によって強要された可能性が強い、また、二人を事件当日利根町付近で見たという「目撃証言」も信用できないとして証拠価値を否定した。

マスコミもこの事件を注目し、今年3月にテレビ朝日「ザ・スクープスペシャル」が、開示された桜井さんの「自白テープ」に8箇所改ざんの跡があると指摘するなど、検察の証拠隠し・捏造が社会的にも糾弾されている。

2006年8月26・27日の両日にわたって開催された布川事件第16回全国現地調査に日本全国から参加した私たちは、桜井昌司さんと杉山卓男さんの訴え・弁護団の説明を聞き、現地を歩く事によって二人の無実を確信した。「疑わしきは被告人の利益に」は裁判の鉄則である。また、公正な裁判を求めることは思想・信条を超えた社会正義の問題である。私たちは誤った裁判によって人権が踏みじられ大切な真実が失われようとしていることを放置することはできない。えん罪布川事件の再審開始一日も早く実現し、全ての証拠を開示して事件の真実を明らかにすることを求めるものである。

右、決議する。

2006年8月27日

布川事件第16回全国現地調査総括集会

東京高等裁判所 裁判長 仙波 厚 殿